

発行登録追補目論見書

平成 26 年 10 月

三井住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	25-関東38- 7
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年10月22日
【会社名】	三井住友信託銀行株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役社長 常陰均
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03 (3286) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	総務部文書チーム長 井茂尊博
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】	03 (3286) 1111 (大代表)
【事務連絡者氏名】	マーケット資金ビジネスユニット次長 作道俊夫
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【今回の募集金額】	第9回無担保社債(5年債) 20,000百万円 第10回無担保社債(10年債) 5,000百万円
	計 25,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成25年4月1日
効力発生日	平成25年4月9日
有効期限	平成27年4月8日
発行登録番号	25-関東38
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
25-関東38- 1	平成25年4月24日	20,000百万円	—	—
25-関東38- 2	平成25年7月23日	20,000百万円	—	—
25-関東38- 3	平成25年10月24日	20,000百万円	—	—
25-関東38- 4	平成26年1月17日	20,000百万円	—	—
25-関東38- 5	平成26年4月22日	25,000百万円	—	—
25-関東38- 6	平成26年7月15日	25,000百万円	—	—
実績合計額(円)		130,000百万円 (130,000百万円)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 170,000百万円

(170,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) -円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託（5年債）】	5
3 【新規発行社債（短期社債を除く。）（10年債）】	5
4 【社債の引受け及び社債管理の委託（10年債）】	8
5 【新規発行による手取金の使途】	9
第2 【売出要項】	10
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	11
第二部 【公開買付けに関する情報】	12
第1 【公開買付けの概要】	12
第2 【統合財務情報】	12
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】	12
第三部 【参照情報】	13
第1 【参照書類】	13
第2 【参照書類の補完情報】	13
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	13
第四部 【保証会社等の情報】	14
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	15
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	16

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債(短期社債を除く。)(5年債)】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第9回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金20,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金20,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.213%
利払日	毎年4月28日及び10月28日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年4月28日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年4月28日及び10月28日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 偿還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成31年10月28日
償還の方法	<p>1 債還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 債還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成31年10月28日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 債還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	平成26年10月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年10月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第10回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA A-（ダブルAマイナス）の信用格付を平成26年10月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA1（Aワン）の信用格付を平成26年10月22日付で取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上

の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によつても、これらの格付若しくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行つてない。発行体またはその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
- ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
- ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本(注)4(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更

は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注) 7 (1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	10,400	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	3,200	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	3,000	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	1,200	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	600	
B N P パリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	600	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	200	
S M B C フレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	200	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	200	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	200	
J P モルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	200	
計	—	20,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第10回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金5,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金5,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.585%
利払日	毎年4月28日及び10月28日
利息支払の方法	<p>1 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、平成27年4月28日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年4月28日及び10月28日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切</p>

	<p>り捨てる。</p> <p>(2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業目にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。</p> <p>2 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	平成36年10月28日
償還の方法	<p>1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、平成36年10月28日にその総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	平成26年10月22日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	平成26年10月28日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、本社債と同時に発行する第9回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。</p> <p>2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからAA-（ダブルAマイナス）の信用格付を平成26年10月22日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示す

ものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関するJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<http://www.jcr.co.jp/>)の「格付情報」の「当月格付」(http://www.jcr.co.jp/top_cont/rat_info02.php)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR:電話番号03-3544-7013

(2) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA1（Aワン）の信用格付を平成26年10月22日付で取得している。

ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動性リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体またはその債務に関する信用リスクは、発行体あるいは公表情報から得られた情報に基づいて評価される。ムーディーズは、必要と判断した場合に信用格付の変更を行うことがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関するムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(<http://www.moodys.co.jp/>)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
- ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることできないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社

債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。

⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。

⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本(注) 4 (1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注) 9 の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更是、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。

(2) 本(注) 7 (1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

4 【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,700	
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	900	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	800	

岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	300	2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	200	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	100	
計	—	5,000	

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
25,000	115	24,885

(注) 上記金額は、第9回無担保社債及び第10回無担保社債の合計金額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額24,885百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

第1 【公開買付けの概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第2期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月30日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日(平成26年10月22日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日(平成26年10月22日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

当社本店

(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参考方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	三井住友信託銀行株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 常陰均

1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成25年4月1日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上あります。

(参考)

三井住友信託銀行株式会社第2回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（平成25年1月25日の募集）

券面総額又は振替社債の総額 20,000百万円

合計額 20,000百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

平成26年6月30日現在、当社及び当社の関係会社は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、当社、連結子会社68社及び持分法適用関連会社28社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



- (注) 1. ○は連結子会社、△は持分法適用関連会社であります。
2. 「その他」は各報告セグメントに帰属しない区分であります。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
		(自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	(自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	(自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	859,610	829,365	967,663	1,100,746	1,176,118
うち連結信託報酬	百万円	53,062	50,906	47,976	89,878	99,222
連結経常利益	百万円	148,147	100,765	145,146	232,962	244,759
連結当期純利益	百万円	53,180	83,509	59,068	125,188	134,427
連結包括利益	百万円	—	90,193	78,194	262,840	225,421
連結純資産額	百万円	1,449,945	1,507,095	1,544,342	2,270,724	2,278,489
連結総資産額	百万円	20,551,049	20,926,094	21,438,505	36,432,931	40,178,429
1株当たり純資産額	円	619.15	651.72	673.00	1,106.90	1,181.15
1株当たり当期純利益金額	円	30.17	47.11	32.52	72.00	77.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.58	5.74	5.77	5.38	5.19
連結自己資本利益率	%	5.28	7.41	4.90	6.38	6.77
連結株価収益率	倍	18.15	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△348,312	383,036	△440,821	297,657	1,924,010
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	720,794	△689,314	682,644	331,126	708,107
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△41,867	30,461	△5,989	△395,331	△312,075
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	636,398	346,030	576,546	1,853,984	4,235,050
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	10,434 〔2,488〕	10,486 〔2,485〕	10,318 〔2,546〕	18,932 〔3,125〕	19,722 〔2,601〕
信託財産額	百万円	79,307,687	82,180,452	83,269,043	127,042,831	136,794,720

- (注) 1. 当社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を三井住友信託銀行株式会社に変更いたしました。
なお、平成21年度から平成23年度については住友信託銀行株式会社の計数を記載しております。
2. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
4. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
6. 連結自己資本利益率は、連結当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均連結自己資本額で除して算出しております。
また、平成24年度は、合併による増加を反映した期首の連結自己資本金額により期中平均連結自己資本額を算出しております。
7. 平成22年度以降の連結株価収益率については、当社の普通株式が平成23年3月29日付で上場廃止となったため記載しておりません。
8. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。
なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 単体

回次		第139期	第140期	第141期	第1期	第2期
決算年月		平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	485,189	416,506	436,590	725,475	778,194
うち信託報酬	百万円	53,140	50,939	48,009	89,984	99,302
経常利益	百万円	127,506	72,031	110,829	190,648	188,436
当期純利益	百万円	21,691	73,526	53,958	105,160	116,002
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式 第二種優先株式	千株	1,675,128 109,000	1,675,128 109,000	1,674,537 109,000	1,674,537 109,000	1,674,537 109,000
純資産額	百万円	1,100,690	1,147,938	1,179,909	1,884,714	2,031,168
総資産額	百万円	19,651,334	20,102,714	20,609,199	35,294,966	39,122,664
預金残高	百万円	12,216,451	12,303,417	12,819,529	22,885,737	24,072,972
貸出金残高	百万円	11,921,476	12,153,693	12,647,603	22,349,067	24,034,244
有価証券残高	百万円	4,474,366	4,950,002	4,238,313	6,531,276	5,971,283
1株当たり純資産額	円	590.82	619.05	638.14	1,060.26	1,146.50
1株当たり配当額 (内1株当たり 中間配当額) 普通株式 第二種優先株式	円 (円)	10.00 (5.00) 24.28 (3.13)	14.00 (6.00) 42.30 (21.15)	45.85 (6.99) 42.30 (21.15)	169.04 (5.50) 42.30 (21.15)	16.88 (-) 42.30 (21.15)
1株当たり当期純利益金額	円	11.37	41.15	29.46	60.04	66.52
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	5.60	5.71	5.72	5.33	5.19
自己資本利益率	%	2.05	6.80	4.68	5.51	6.02
株価収益率	倍	48.18	—	—	—	—
配当性向	%	87.92	34.01	155.58	281.51	25.37
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	6,084 [1,280]	6,085 [1,297]	5,933 [1,351]	12,790 [1,712]	13,587 [1,244]
信託財産額	百万円	79,307,687	82,180,452	83,269,043	127,042,831	136,794,720
信託勘定貸出金残高	百万円	398,476	333,232	292,652	468,216	541,613
信託勘定有価証券残高	百万円	554,630	632,625	382,982	721,626	1,254,913

(注) 1. 当社は、平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社と合併し、商号を三井住友信託銀行株式会社に変更いたしました。この合併に伴い、当該事業年度を「第1期」に変更しております。

なお、第139期（平成22年3月）から第141期（平成24年3月）については住友信託銀行株式会社の計数を記載しております。

2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 第2期（平成26年3月）中間配当についての取締役会決議は平成25年11月14日に行いました。
4. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
5. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。
7. 自己資本利益率は、当期純利益金額から当期優先株式配当金総額を控除した金額を、優先株式控除後の期中平均自己資本額で除して算出しております。
また、第1期（平成25年3月）は、合併による増加を反映した期首の自己資本金額により期中平均自己資本額を算出しております。
8. 第140期（平成23年3月）以降の株価収益率については、当社の普通株式が平成23年3月29日付で上場廃止となつたため記載しておりません。